

新旧対照表（千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領）

旧	新
<p>1 (略)</p> <p>2 試行対象工事</p> <p>本試行にあたっては、千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち、下記（１）（２）に該当する場合、対象工事とする。</p> <p>（１）適用範囲</p> <p>本要領は、令和２年４月１日施行日以降契約の工事を対象とする。ただし、施行日令和２年４月１日以前に契約した工事であっても、受注者が希望する場合に、受発注者協議により適用することができるものとする。</p> <p>（２）(略)</p> <p>3 用語の定義</p> <p>（１）(略)</p> <p>（２）対象期間</p> <p>工事着手日から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ア 工事着手日</p> <p>現場作業（測量などの現地作業を伴う準備作業を含む）に着手した日とする。ただし、令和２年４月１日以前に契約した工事に適用する場合には、協議が整った日とする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>4 計測・真夏日率算出方法について</p> <p>（１）真夏日の計測方法</p> <p>ア 本試行にあたっては、下記（ア）～（ウ）のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。</p> <p>（ア）気象庁の地上気象観測所＜千葉＞の日最高気温が３０度（℃）以上の日を、真夏日とする。</p> <p>（イ）環境省が公表している、観測地点＜千葉＞の暑さ指数(WBGT)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 試行対象工事</p> <p>本試行にあたっては、千葉市土木工事標準積算基準を適用する工事のうち、下記（１）（２）に該当する場合、対象工事とする。</p> <p>（１）適用範囲</p> <p>本要領は、<u>施行日</u>以降契約の工事を対象とする。ただし、<u>施行日</u>以前に契約した工事であっても、受注者が希望する場合に、受発注者協議により適用することができるものとする。</p> <p>（２）(略)</p> <p>3 用語の定義</p> <p>（１）(略)</p> <p>（２）対象期間</p> <p>工事着手日から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ア 工事着手日</p> <p>現場作業（測量などの現地作業を伴う準備作業を含む）に着手した日とする。ただし、<u>施行日</u>以前に契約した工事に適用する場合には、協議が整った日とする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>4 計測・真夏日率算出方法について</p> <p>（１）真夏日の計測方法</p> <p>ア 本試行にあたっては、下記（ア）～（<u>エ</u>）のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。</p> <p>（ア）気象庁の地上気象観測所＜千葉＞の日最高気温が３０度（℃）以上の日を、真夏日とする。</p> <p>（イ）環境省が公表している、観測地点＜千葉＞の暑さ指数(WBGT)</p>

が日最高25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

- (ウ) 夜間工事については、①②の観測所等における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上もしくはWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

イ (略)

(2)～(3) (略)

5 (略)

6 実施方法

- (1) 発注者は、本要領が適用される旨を特記仕様書に明示するものとする。ただし、既に契約済みまたは公告されている工事においては、契約締結後速やかに受注者に適用できる旨を通知するものとする。
- (2) 受注者は、本要領の適用を希望する場合は、発注者と協議し実施することができる。
- (3) 受発注者は、「工事着手日」及び「工事完成日」について協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、「4. 計測・真夏日率算出方法について」に基づき算出した真夏日率を発注者に報告するものとする。

(5)～(6) (略)

T) が日最高25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

- (ウ) 夜間工事については、①②の観測所等における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上もしくはWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

(エ) 閉鎖空間での作業などで上記観測結果と大きく異なる場合もあるため、発注者との協議により現地で測定した、作業時間帯の日最高気温が30度(℃)以上もしくは暑さ指数(WBGT)25度(℃)以上の場合を、真夏日とすることができる。

イ (略)

(2)～(3) (略)

5 (略)

6 実施方法

- (1) 発注者は、本要領が適用される旨を特記仕様書に明示するものとする。ただし、既に契約済みまたは公告されている工事においては、契約締結後速やかに受注者に適用できる旨を通知するものとする。
- (2) 受注者は、本要領の適用を希望する場合は、発注者と協議し実施することができる。
- (3) 受発注者は、「工事着手日」、「工事完成日」及び「確認方法」について協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、「4. 計測・真夏日率算出方法について」に基づき算出した真夏日率を発注者に報告するものとする。

なお、現地測定結果を使用する場合は、真夏日率を発注者へ報告する際に測定写真等の記録を添付するものとする。

(5)～(6) (略)

附則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領は、施行日以降に契約した工事に適用する。

なお、施行日以降であれば既契約工事にも適用するものとする。